**教育旅行誘致事業業務委託公募型プロポーザル募集要項**

1. **事業目的**  
   　南相馬市（以下「本市」という）においては、被災地としての側面を持ちながらも、地域がリセットさせられたことをバネに新たな価値を創造している個人や企業が多く存在しているため、来訪者に対し、被災した過去を踏まえた上でこれからの社会へと目を向かわせることができやすいフィールドであるといえ、他にはないプレゼンスを発揮することができる地域である。  
   　こうした背景の中、本市における教育旅行の誘致に関しては、令和５年度から６年度にかけ、本市の特性を活かした探究学習をはじめとする教育旅行向け未来志向型のプログラムを造成し、広範なプロモーションの展開、学校へのアプローチを進め、採用校が順調に出てきている。令和７年度においては、「プログラムの作成とプロモーションによる認知拡大」、「学校行事化に向けた来訪促進」、「安心して来訪を検討してもらうための受入オペレーション強化」の実施による、『持続的な教育旅行誘致の流れの確立』、『誘致拡大』、『本市の教育旅行目的地としての価値の上昇』を事業目的とする。
2. **事業概要**
3. 業務名  
   教育旅行誘致事業業務委託
4. 業務内容  
   別紙「教育旅行誘致事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）によるものとする。ただし、契約時において受注者の提案内容により一部を変更する場合もある。
5. 履行期間  
   契約締結日から令和８年３月３１日（火）まで
6. 予算概要  
   予算上限額：９，３１７，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）  
   ※本プロポーザルは、南相馬市の令和７年度予算の成立を前提に、年度開始前の準備行為として行うものであるため、予算が成立しなかった場合には、契約を行うことができないため、留意の上申し込みすること。
7. 担当部署（各種資料の提出先及び問い合わせ先）  
   〒９７５－８６８６　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地  
   南相馬市役所商工観光部観光交流課（北庁舎１階）  
   ＴＥＬ：０２４４－２４－５２６３　ＦＡＸ：０２４４－２３－７４２０  
   Ｅ－ｍａｉｌ：[kankokoryu@city.minamisoma.lg.jp](mailto:kankokoryu@city.minamisoma.lg.jp)
8. **スケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **期　日** | **項　目** | **備　考** |
| 令和７年２月１８日（火） | 募集要項の公告 | 参加申込・提案書受付開始 |
| 令和７年３月　３日（月） | 参加申込書提出期限 | 持参又は郵送 |
| 質問書提出期限 | 電子メール |
| 令和７年３月　４日（火） | 参加資格確認結果通知 | 電子メールまたは郵送 |
| 質問に対する回答 | 電子メール |
| 令和７年３月２４日（月） | 企画提案書提出期限 | 持参又は郵送 |
| 令和７年３月２７日（木） | プレゼンテーション及びヒアリング審査 | 南相馬市役所 |
| 令和７年４月上旬 | 審査結果通知、公表 | 電子メール又は郵送 |
| 令和７年４月中旬 | 契約締結 |  |

※上記スケジュールは、状況により変更する可能性がある。

1. **選定方法**　本業務は、公募型プロポーザル方式によって受託候補者を選定する。
2. **公募条件（プロポーザル参加資格要件）**本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とし、本提案に基づく業務内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であることとする。
3. 令和５・６年度南相馬市入札参加資格者名簿に登録されている者とし、参加申込書の提出時点で、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成１８年南相馬市告示第４号）による指名の停止を受けていない者であること。
4. （１）の名簿に登録されていない者については、入札参加資格審査申請をし、参加申込書の受付期限までに受理を受けた者であること。
5. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
6. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（南相馬市長が入札参加資格を有すると認めた者を除く。）。
7. 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（南相馬市長が入札参加資格を有すると認めた者を除く。）。
8. 南相馬市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成１８年１月１日訓令第３０号）に定める指名回避措置要件に該当していないこと。
9. 国又は地方公共団体との契約に関して、参加申込書の提出時点で、指名停止を受けていないこと。
10. 本公告に示した業務を確実に履行できる者であること。
11. 旅行業法施行規則（昭和４６年運輸省令第６１号）第１条の２第１項第１号、第２号及び第３号に規定する旅行業務の登録がされていること。
12. **申込方法**　本プロポーザルに参加を希望する者は、次にあげる書類を提出すること。
13. 提出期限  
    令和７年３月３日（月）午後５時まで
14. 提出方法  
    持参又は郵送（郵便の場合は、当日消印有効）  
    ※郵送の場合は、書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、「教育旅行誘致事業業務委託プロポーザル申込書在中」と明記すること。  
    なお、郵送で提出した場合は、令和７年３月３日（月）午後５時までに事務局に連絡すること。
15. 提出書類  
    資料は全て本市ホームページからダウンロードすること。  
    https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/16/1630/2/1/15677.html
    1. 参加申込書（様式第１号）
    2. 会社概要書（様式第２号）
    3. 業務実績書（様式第３号）
    4. 旅行業登録票（有効期間内のもの）写し可
    5. 南相馬市入札参加資格審査申請書受理票（写し）  
       ※⑤については、本プロポーザルへの応募のため新たに入札参加資格申請を行う事業者においては、入札担当課への申請期限である令和７年３月３日までに郵送等により入札参加資格取得の手続きは終えたものの、市からの⑤が届かず提出期限までに準備ができないなどの事態が想定されることから、⑤のみ提出が遅れる場合に限り、⑤の提出期限は令和７年３月１０日（月）までとする。  
       その際は、提出遅延理由を明確にし、担当部局への連絡を行うこと。  
       また、提出期限以降に手元に⑤が届いた際には、提出に先立ち電子メール等において速やかに提出すること。
16. 参加資格結果通知  
    　提出された参加申込書等を審査し、参加資格を満たしている者に対し、書面により通知する。  
    　参加資格を満たしていない者に対しては、書面によりその旨通知する。
17. **企画提案書等の提出**
18. 提出期限  
    令和７年３月２４日（月）午後５時まで
19. 提出方法  
    持参又は郵送（郵便の場合は、当日消印有効）  
    ※郵送の場合は、書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、「教育旅行誘致事業業務委託プロポーザル企画提案書在中」と明記すること。  
    なお、郵送で提出した場合は、令和７年３月２４日（月）午後５時までに事務局に連絡すること。
20. 提出部数  
    紙媒体９部（正本１部、副本８部）、提出書類一式の電子データ
21. 提出書類
22. 企画提案書（任意様式）  
    　仕様書の要件を満たし、かつ、「１０　審査基準」により評価が可能な内容を記載すること。
23. 見積書（任意様式）  
    　消費税及び地方消費税込（消費税額を別途見積書に表示）にて作成すること。
24. 留意事項
25. 提案書は、Ａ４判用紙を用い、表紙・目次・ページ版を付して提出する（カラー印刷・白黒印刷の別は問わない）。
26. 電子データの提出は、PDF形式とし、電子メールにより提出すること。
27. 提案書は１者につき１案とする。
28. 提出された書類は返却しない。
29. 提出書類受理後における、企画提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。
30. 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込および企画提案等を無効とする。
31. 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
32. 提出された提案書類等は、南相馬市情報公開条例（平成１８年南相馬市条例第２２号）の対象行政情報となるため、公開される可能性がある。
33. **質疑応答**
34. 様式  
    質問書（様式第４号）を使用すること。
35. 照会方法  
    電子メールで提出後、電話で連絡の上、電子メールの到達を確認すること。
36. 照会期限  
    令和７年３月３日（月）午後５時まで
37. 回答方法  
    　令和７年３月４日（火）午後５時までに、電子メールで回答
38. その他  
    　審査委員の役職・氏名に関する質問、他の参加者に関する質問については、一切応じないものとする。
39. **審査方法**　提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、本業務に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、最高得点を得たものを業務委託契約の締結協議の最優秀提案事業者（以下「受託候補者」という。）として選定する。  
    　ただし、委員ごとの合計得点が１００点満点中６割（６０点）以上であることを条件とし、提案された事業者が１者のみの場合も同様の方法を適用し、審査委員会において決定する。プレゼンテーションによる審査は以下のとおりとする。
40. 実施日時  
    令和７年３月２７日（木）予定
41. 場所  
    南相馬市役所（※日時・場所等の詳細については、決定次第通知する。）
42. 時間配分  
    １者につき３０分以内を予定する。  
    （プレゼンテーション２０分、質疑応答１０分）
43. その他
44. 合計得点が最も高い事業者が複数ある場合は、原則として委員の表決（過半数の賛成）により候補者を決定する。なお、委員の表決が同数の場合は、委員長が候補者を決定する。
45. 提案説明の際、プロジェクターの使用は可能。なお、スクリーン、プロジェクターは本市で用意するが、パソコン等は各事業者で準備すること。
46. 事業者が１者の場合でもプレゼンテーションを実施するものとする。
47. プレゼンテーションは、非公開とする。
48. **審査基準**提案書の内容、プレゼンテーション、ヒアリング等において、具体性、計画性、安全性、創意工夫、実現性、専任性、遂行力、経験度、熟知度、コスト性などについて、次の審査項目等により総合的に審査する。
49. 業務遂行能力等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **評価項目** | **評価内容** | **配　点** |
| 業務体制 | ・専用相談窓口が設置され、外部からのコンタクトに対し即時性の高いオペレーションが可能となる体制が具体的に組まれているか  ・定期的な打合わせのほか、本市内外各関係機関との調整のため、求めに応じ、遠隔ではなく随時本市来訪が可能な体制となっているか  ・配置予定技術者は十分な業務能力、実績を有しているか | ２５点 |
| 業務実績 | ・本業務と類似の業務の受注実績があるか | ２０点 |

1. 企画提案内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **評価項目** | **評価内容** | **配　点** |
| 実施方針  （業務理解） | ・本事業の目的や業務内容を理解した提案となっているか  ・意欲的な提案となっているか | ２０点 |
| 的確性 | ・本事業の目的を達成するのに効果的かつ具体的で実現性の高い企画内容となっているか | ２０点 |
| 独創性 | ・仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があるか | １５点 |

1. 合計配点  
   　１００点（業務遂行能力等４５点＋企画提案内容５５点）
2. 合計評価点  
   ５００点満点（１００点×５人）
3. **結果の公表**
4. 審査委員会の報告に基づき、市は総合的に判断して受託候補者を決定する。
5. 市は、（１）の審査結果を入札契約審査委員会の審議に付し、契約相手方の特定を行う。
6. 契約相手方の特定結果は、提案者全員に対し、４月上旬に結果通知を送付する。
7. 結果等に対し、提案者の異議申し立ては一切認めないものとする。
8. **契約の締結について**
9. 「９　審査方法」により選定され受託候補者と業務仕様及び契約内容の協議を経て、随意契約により契約を締結する。
10. 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、受託候補者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。
11. 業務委託料については、委託料上限額の範囲内で、契約の交渉により確定した額を業務委託料とする。
12. 受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合または特別な理由により契約締結が出来ない場合、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の協議を行う。なお、契約を辞退したことにより、以後の選定、競争入札について不利益な取り扱いを受けるものではない。
13. **失格事項**次のいずれかに該当する場合は、参加者の資格を取り消すものとする。
14. 参加資格要件を満たしていない場合
15. 提出書類に虚偽の記載があった場合
16. 募集要項等に示した、諸条件に適合しない書類の提出があった場合
17. 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
18. 前各号に定めるもののほか、本要項に違反すると認められる場合
19. **その他特記事項**
20. 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
21. 提案書の作成のために本市が配布した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。
22. 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
23. 受託候補者に選定された者の企画提案書については、本プロポーザルの実施に関する記録の公表等に利用することができるものとすること。
24. 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「参加辞退届」（様式第５号）を提出すること。
25. 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格者名簿に登載されていても指名を見合わせることもあるため留意すること。
26. 参加申込書の提出以降に指名停止となった場合は、以後のプロポーザルに関する手続きの参加資格を失うものとする。
27. 提案者が本プロポーザルに要したすべての費用は当該提案者の負担とする。
28. 令和５・６年度南相馬市入札参加有資格者名簿に登録してない者の入札参加資格審査申請の受付方法については、「１５　入札参加資格申請受付に関する事項」を参考とすること。
29. **入札参加資格申請受付に関する事項**
30. 申請に必要な書類及び申請方法  
    　「令和５・６年度南相馬市入札参加資格審査申請の手引（物品・役務の提供）」を確認のうえ、申請書類を「（５）提出先及び問い合わせ先」まで持参又は郵送すること。  
    「申請書」及び「申請の手引き」については、本市ホームページからダウンロードすること。
31. 申請受付期間  
    令和７年２月１８日（火）から令和７年３月３日（月）午後５時まで（必着）  
    （土曜日、日曜日及び祝日を除く）
32. 申請受付時間  
    午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）
33. 申請に関する留意点
34. 申請の際は、「教育旅行誘致事業業務委託プロポーザル」に関する申請書提出である旨を明記すること。
35. 本プロポーザル参加に係る入札参加資格申請については、市外事業者も（２）申請受付期間に限り受け付ける。
36. 実績については、申請書提出日を基準日として作成すること。
37. 提出先及び問合せ先  
    〒９７５－８６８６　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地  
    南相馬市総務部財政課契約係（南相馬市役所本庁舎３階）  
    ＴＥＬ：０２４４－２４－５２２５　ＦＡＸ：０２４４－２４－５２１４